

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人信生会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年9月25日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法改正に伴う手続きについて、一部不備が見受けられた。
- ・改善に取り組んでいるが、対応できていない点がある。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から履歴書及び誓約書等を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>指摘後、評議員、理事及び監事から誓約書を徴し、欠格事由に該当しないことを確認した。</p> <p>今後は候補者本人から履歴書及び誓約書等を事前に徴し欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行う。</p>
2	<p>理事会において評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の一週間前までに各評議員に対して、招集を通知すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、規則第2条の12)</p>	<p>今後は理事会で評議員会の開催について決議してから招集の通知を行う。</p>
3	<p>理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告していなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務</p>	<p>平成31年3月に開催する理事会において理事長の職務執行状況を報告する予定である。</p> <p>今後は、5月に決算報告、10月頃に半期の決算報告、3月頃に決算見込み報告等の際に職務執行状況を報告する予定である。</p>

	<p>の執行の状況を理事会に報告すること。 なお、この報告については、法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。 (法第 45 条の 16、定款第 17 条第 3 項)</p>	
4	<p>定款第 24 条において、理事会が日常の業務として定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告することと規定しているが、理事長の専決事項について、規程が定められていなかった。 ついては、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、理事長の専決事項について規程等を定めること。 (定款第 24 条)</p>	<p>理事長の専決事項について規程の整備を進めていく。</p>
5	<p>役員等費用弁償規程において、旅費、宿泊費とは別に日当が規定されていた。これは、費用弁償ではなく報酬と考えられる。 ついては、貴法人の定款第 8 条では評議員の報酬は支弁しない、また、第 21 条では役員報酬は支弁しないと規定していることから、報酬を支給するのであれば、報酬が支給できるよう定款及び役員等費用弁償規程の変更について、検討すること。 また、新たに役員等の報酬支給基準を定めた後は、貴法人ホームページ等により公表すること。 (法第 45 条の 35 及び第 59 条の 2、規則第 10 条第 1 項、定款第 8 条、第 21 条)</p>	<p>役員等費用弁償規程または役員報酬規程の見直しを検討する。</p>
6	<p>契約について、以下のような不適切な事例が見受けられた。 ①100 万円を超える契約に関して、契約書が作成されていないものがあった (送迎車 (公用車) の購入)。 ②食料品・物品等の買入れの予定価格 160 万円以上の契約について、見積書を 3 社から徴取して比較すべきところ、2 社からしか見積書を徴取していなかった (送迎車 (公用車))</p>	<p>今後は左記の事項について不足資料 (見積書・契約書等) がないか担当者 (庶務) だけでなく、経理も含めて経理規程、通知に基づき適切な事務手続きを行い、不備がないか確認する。</p>

	<p>の購入)。 ③購入の条件が変更になった場合に、改めて見積書を徴取せず、最初の条件で決定した業者のみから見積書を徴取して決定していた(ダイルームのエアコン修繕)。 については、経理規程第70条、第72条及び入札通知1-(4)に基づき、適切な事務手続を行うこと。 なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (経理規程第70条、第72条、入札通知1-(4))</p>	
7	<p>基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書及び固定資産管理台帳に土地が掲載されていなかった。 については、運用上の取扱い別紙3⑧及び留意事項27に従い、土地も同明細書及び同台帳に記載すること。 なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (運用上の取扱い25(1)別紙3⑧、留意事項27、経理規程第47条)</p>	<p>固定資産管理台帳については、税理士に作成を依頼しているため再度相談した。一般に減価償却のあるものにみの記載にしているため土地の記載はしていなかった。 今年度から、土地についての基本財産及び固定資産(有形・無形固定資産)の明細書及び固定資産管理台帳は当法人で作成・整備する。</p>
8	<p>賞与の支出があるにもかかわらず、引当金明細書の賞与引当金の目的使用欄に記載しておらず、当期増加額と期末残高が一致していなかった。 については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。 (運用上の取扱い25(2)ア)</p>	<p>賞与支出を引当金明細書の賞与引当金の目的使用欄に記載漏れし、また期末残高と期首残高の差異を誤って当期増加額に記載していたため修正した。これにより当期増加額と期末残高が一致した。修正後、税理士にも確認し、了承を得た。</p>